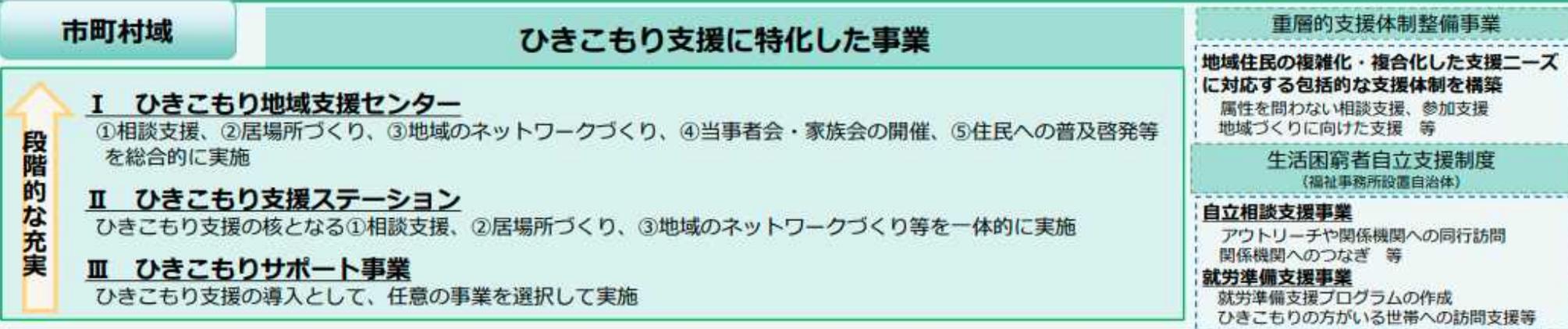


**令和5年度第1回
ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会
議事資料**

令和5年9月4日

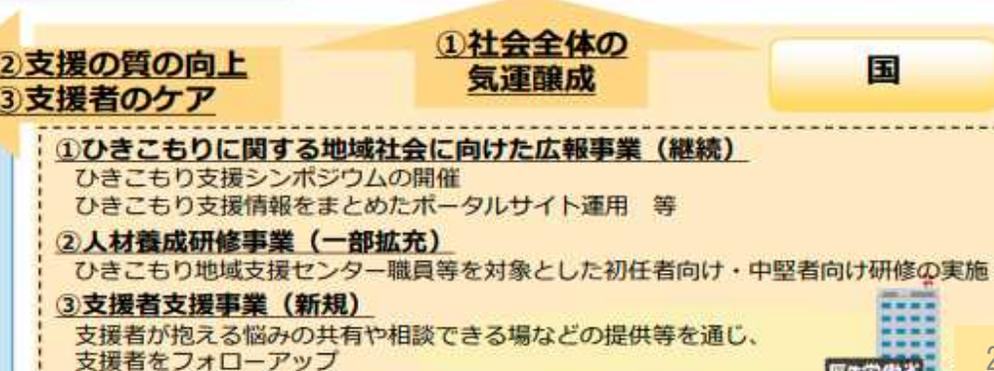
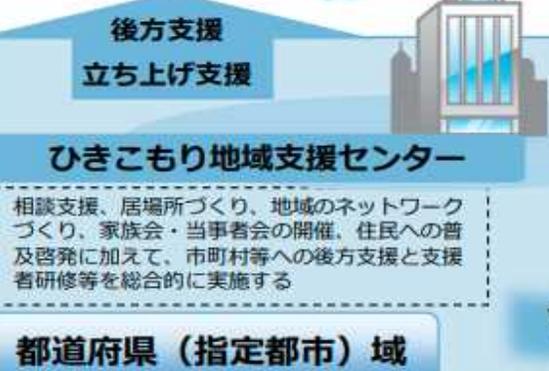
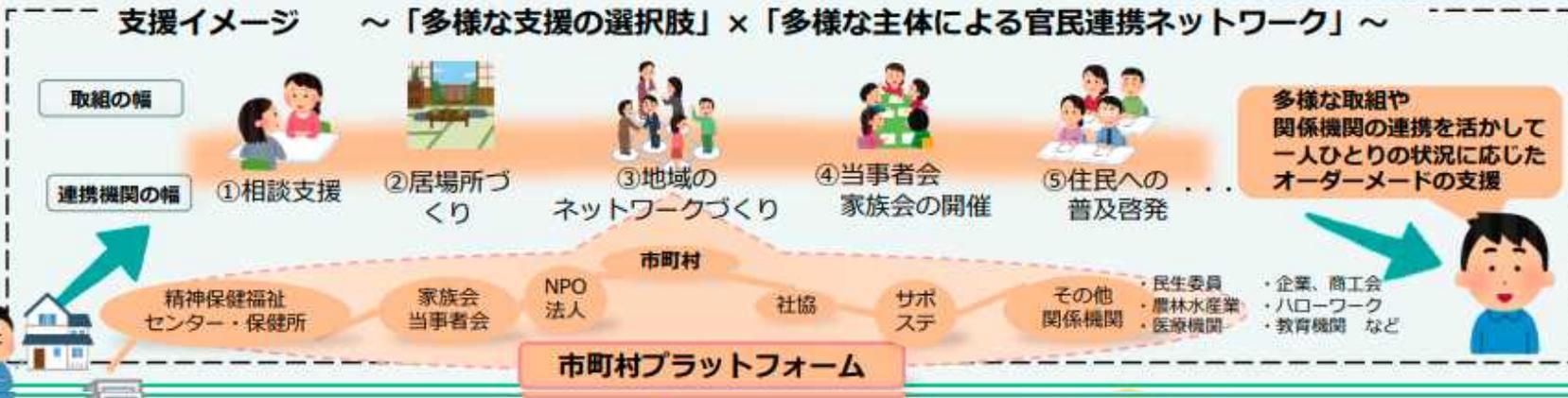
ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築



ひきこもり支援体制構築加速化事業
 ※R4補正 ※都道府県も可
 相談窓口や居場所設置等の準備費用や広報等の取り組みを支援

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
 都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
 ※原則2年後に市町村事業に移行



ひきこもり支援の歴史

時期	主な取組や出来事など
1970年代 以前	1960年(S35) 日本児童精神医学会（現日本児童青年精神医学会）設立 「学校恐怖症」「登校拒否」についての研究が進む、中学生の不登校の増加 1965年(S40) 国立国府台病院児童精神科内に院内学級設立
1980年代	1985年(S60) 東京シューレ（日本初のフリースクール）開設
1990年代	1990年(H2) 内閣府『青少年白書』で「若者の非社会的問題行動の一つとして「ひきこもり」が掲載」 1991年(H3) 「引きこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」開始（メンタルフレンド） 1998年(H10) 『社会的ひきこもり』（齋藤環著）発刊 →以降、「ひきこもり」という言葉が一般的に 1999年(H12) KHJ全国ひきこもり家族会連合会発足
2000年代	2001年(H13) 『10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域保健活動のガイドライン（暫定版）』策定 2003年(H15) 『ガイドライン（最終版）』発表 内閣府「青少年育成施策大綱」発表 「若者自立・挑戦プラン」 2004年(H16) ニートが流行語大賞にノミネート 2005年(H17) 「若者自立塾創出推進事業」→2009年(H21)事業仕分けにて廃止 2006年(H18) 「地域若者サポートステーション設置」 2009年(H21) ひきこもり地域支援センターを都道府県・政令指定都市へ整備開始
2010年代 以降	2010年(H22) 子ども若者育成支援推進法施行 内閣府「若者の意識に関する調査（実態調査）」推計 69.6万人と発表（15歳～39歳） 厚労省『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』発表 2015年(H27) 生活困窮者自立支援法施行 2016年(H28) 内閣府 実態調査において、推計54.1万人を発表（15歳～39歳） 2018年(H30) 生活困窮者自立支援法改正→基本理念規定の創設、定義規定の見直し 厚労省 「ひきこもりサポート事業」開始 内閣府 実態調査において、推計61.3万人を発表（40歳～64歳） 2020年(R2) 厚労省 市町村プラットフォーム設置要請（地域福祉課長通知） 2021年(R3) 厚労省「重層的支援体制整備事業」開始（R2の社会福祉法改正によりR3施行） 2022年(R4) 厚労省 ひきこもり支援推進事業拡充→ひきこもり地域支援センター等の設置を市町村へ拡充 2023年(R5) 内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査結果 推計146万人を発表（50人に一人）

ポイント

「高知型地域共生社会」の実現に向けて、「高知家地域共生社会推進宣言」に基づき、**分野を超えた「つながり」を意識した行政の仕組みづくり**と、「**つながり**」を実感できる**地域づくり**の2本柱で取り組みを強化

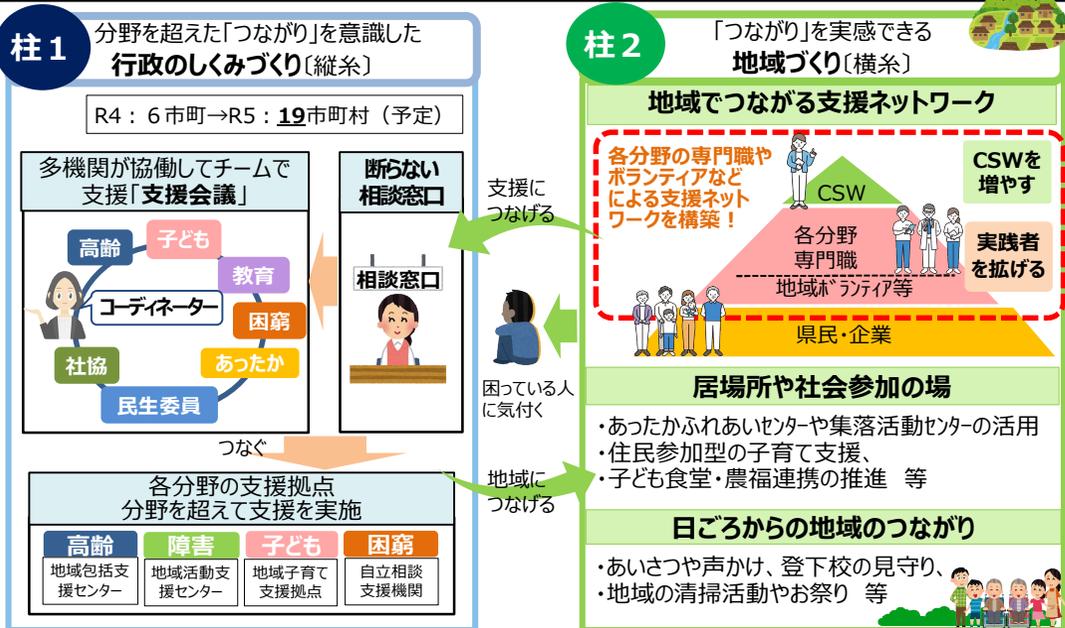


KPI	基準値	現在の状況 (R4)	目標値 (R5)
包括的な支援体制を整備している市町村 (重層的支援体制整備事業 (移行準備事業含む) を活用している市町村)	-	6市町、R5は19市町村	R6に24市町村

現状と課題

- 8050問題などの複合課題に対応するため、分野横断的な多機関協働型の包括的な支援体制の整備に取り組む市町村は拡大 (R4: 6市町→**R5: 19市町村**) している。また、令和4年10月の「**高知家地域共生社会推進宣言**」では**全34市町村長と全社会福祉協議会会長が参画**。この機運を早期の体制整備につなげる必要がある。
 - 地域のつながりが弱まる中、支援が必要な方を早期発見し、適切な支援につなぐには、**各分野の専門職やボランティアなどによる支援ネットワークの構築**と併せて、なるべく多くの**居場所や社会参加の場を創出**することが求められる。加えて、地域の支え合い活動には、**県民の理解促進と参画意識の醸成**が必要。
- ➡ 包括的な支援体制整備を「**縦糸**」として、人と人とのつながりの再生を「**横糸**」として推進し、拠点として**あったかふれあいセンター**を活用することで「**高知型地域共生社会**」の実現へ！

市町村の包括的な支援体制のイメージ図



県民の理解促進と参画意識の醸成に向けた広報・啓発の強化

令和5年度の取り組み

- ～「高知家地域共生社会推進宣言」に基づき、施策を推進～
- 【宣言①】どんな困りごとでも受け止めて寄り添う仕組みづくりに取り組みます
- (1)「つながり」を意識した行政の仕組みづくり
- トップセミナー、専門アドバイザーの派遣等による伴走支援
 - 拡** 体制整備に取り組む市町村向けの勉強会等フォローアップの強化
- 【宣言②】誰もが身近な地域で人や社会とつながることができる場づくりに取り組みます
- 【宣言③】住民が主体となった支え合いの地域づくりを後押しします
- (2)「つながり」を実感できる地域づくり
- 拡** コミュニティソーシャルワーカー (CSW※) の養成 (15名⇒30名)
- ※CSW: 一人一人の課題に寄り添い、必要な支援機関や地域資源へのつないだり、地域での対応力を強化に向けて、住民の動機付けや組織化などを働きかける専門職
- 新** 多分野・多職種向けの研修事業を通じた支援ネットワークの構築 (「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」(仮称))
 - あつたかふれあいセンターや集落活動センターを活用した居場所や社会参加の場づくり、住民参加型の子育て支援の充実、農福連携の推進 等
- (3) 県民の理解促進と参画意識の醸成に向けた広報・啓発
- 新** 「高知家地域共生社会フェスタ(仮称)」の開催、ポータルサイトの構築

ひきこもり状態にある方とご家族への支援の充実に取り組み、誰もが孤立することなく、ともに支え合いながらいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指す。

【相談体制】高知ひきこもりピアサポートセンター運営委託事業

- 相談窓口の多様化を図るため、ひきこもり経験者のピアサポーターによる相談支援を行う窓口として、令和2年4月に設置（本部（高知市）、幡多サテライト）。
- 委託先：KHJ全国ひきこもり家族会連合会高知県支部 やいる鳥の会

○令和4年度実績

相談件数：826件、新規相談件数：64件、他機関へのつなぎ：12件
 オーテピア等への出張ピア相談会：5回、支援者連絡会・研修への出席、
 市町村社協からの相談者受入等他機関と連携した活動を実施

○令和5年度実績（R5.4～R5.7）

相談件数：242件 新規相談件数：22件 他機関へのつなぎ：2件
 オーテピア等出張ピア相談会：2回

【居場所づくり】身近な地域の居場所づくり

- 地域における自殺対策を強化するために、ひきこもり支援（居場所づくり等）を行う民間団体に対し補助を実施。
- あったかふれあいセンターを活用した身近な「居場所づくり」

○令和4年度実績

・自殺対策強化事業費（ひきこもり自立支援）補助金 補助先5先
 （県内居場所：高知市2ヶ所、黒潮町1ヶ所、宿毛市1ヶ所、大月町1ヶ所）
 ・あったかふれあいセンターへのひきこもり支援の状況に関するアンケート調査を実施
 居場所の実施：13拠点

○令和5年度実績（R5.4～R5.7）

・居場所づくり等を行う事業者4先へ補助予定
 ・あったかふれあいセンター研修（R5.8～）内でひきこもり地域支援センターの紹介

【自立支援】ひきこもり自立支援体制構築事業

- 就労支援コーディネーターを配置し、ひきこもりの人等の就労支援に必要となるアセスメントや就労体験等の前段階の支援など個々の特性に応じた支援を行う。
- 委託先：特定非営利活動法人ブルースター

○令和4年度実績

利用登録者数 12名（継続含む）、利用者数（延べ）：420名

○令和5年度実績（R5.4～R5.7）

利用登録者数 13名（継続含む）、利用者数（延べ）：118名



【就労支援】就労体験拠点設置事業（生きづらさを抱えた人対象）

- ひきこもりの人など、生活上の様々な課題により生きづらさを抱えた人を支援するための拠点を設置し、就労体験及び就労訓練の機会を提供することなどにより、生活の自立を支援する。
- 委託先 中部：特定非営利活動法人ブルースター（高知市）
 東部：社会福祉法人高知県知的障害者育成会（香美市）、
 西部：特定非営利活動法人幡多ウェルフェアネット（宿毛市）
 ※西部はR4.11～事業開始

○令和4年度実績（3拠点計）

・就労体験者数：19名 うち、一般就労に結びついた人数：6名
 （就職先：農業3、林業（炭作り）1、食品1、小売1）

○令和5年度実績（R5.4～R5.7）

・就労体験者数：8名 就労訓練者：1名 うち、一般就労に結びついた人数：4名
 （就職先：農業1、水産1、食品1、介護1）



県内市町村における取組状況

○市町村プラットフォームの設置・運営：24市町村

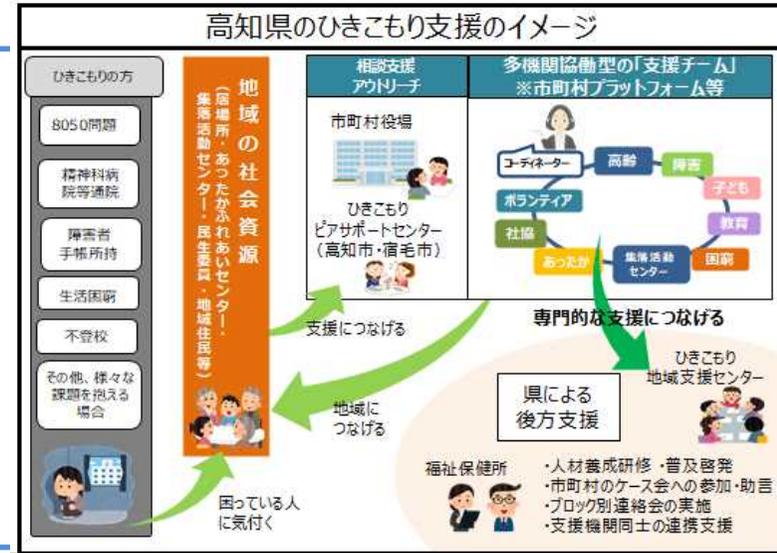
○令和4年度実績

相談件数：337件、新規相談件数：136件
他機関へのつなぎ
(つながった先数で計上)：250件

○令和5年度実績 (R5.4~R5.7)

相談件数：59件、新規相談件数：22件
他機関へのつなぎ (つながった先数で計上)：63件

市町村プラットフォームとは・・・
新たな会議体の設置を求めるものではなく、
○既存の会議体の活用、
○各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・
情報共有できる関係性の構築によるプラットフォームの設置・運営を想定



生涯学習課 (若者サポートステーション事業)

事業概要：概ね15歳～49歳を対象とし、中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進学や就職に支援を必要とする若者、及び就職氷河期世代のうち長期間無業であった方などに対して、「若者サポートステーション」を核とした修学や就労に向けた支援を行うことで、社会的自立を促進する。

(事業全体) R4年度実績

- 相談延べ件数 10,143件
- 新規登録者数 294人
- 進路決定者数 204人 (就職 173人、修学 31人)
- 新規登録者の年齢別人数 10代105人、20代108人、30代38人、40代43人
- セミナー等参加延べ人数 1,691人
- 学習支援参加延べ人数 505人 ※高卒認定試験合格者数10人

(40代支援) R4年度実績

- 相談延べ件数 1,253件
- 新規登録者数 43人
- ※相談のきっかけ：チラシ・親族・知人からの紹介、関係機関からの紹介、WEB広告・ホームページの順
- 就職決定者数 31人 (正規 5人、非正規 26人)
- 職場体験 12件 体験先：農家、製造業、サービス業、介護
- インセンティブ制度の活用 12件

※精神保健福祉センターと連携し、こうち・なんこく若者サポートステーションでケースカンファレンスを実施(年5回)。その他必要に応じて相応しい支援機関に対象者を引継
※社会的自立に困難を抱える支援対象者に対し効果的な支援が行えるよう支援者向け研修会(年3回)を実施。講座Ⅰ(8/2)32人、Ⅱ(9/2)35人、Ⅲ(10/14)37人

(事業全体) R5.4~7月時点

- 相談延べ件数 2,361件
- 新規登録者数 91人
- 進路決定者数 67人 (就職 57人、修学 10人)
- 新規登録者の年齢別人数 10代28人、20代40人、30代11人、40代12人
- セミナー等参加延べ人数 537人
- 学習支援参加延べ人数 224人 ※高卒認定試験：第1回8月、第2回11月

(40代支援) R5.4~7月時点

- 相談延べ件数 298件
- 新規登録者数 12人
- ※相談のきっかけ：関係機関からの紹介、ホームページ、WEB広告・チラシ、マスコミ・情報誌等の順
- 就職決定者数 8人 (正規 0人、非正規 8人)
- 職場体験 1件 体験先：農家
- インセンティブ制度の活用 1件

※社会的自立に困難を抱える支援対象者に対し効果的な支援が行えるよう支援者向け研修会(年3回)を実施。講座Ⅰ(7/21)25人、Ⅱ(8/31予定)、Ⅲ(10/6予定)

市町村における精神保健に関する相談支援体制の整備 (精神保健福祉法の改正)

障害保健支援課

現在、市町村における自殺対策、虐待（児童、高齢者、障害者）、生活困窮者支援・生活保護、母子保健・子育て支援等の業務において、関わっている住民が背景に精神保健上の課題を抱えているケースも多く、市町村の責務ではなくても、実際の支援の中で、複合的な課題への支援のニーズに直面している。



「身近な市町村で精神保健に関する相談支援が受けられる体制を整備することが重要」
(地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書 (R4.6.9))

■ 精神保健福祉法の改正 (R6.4.1施行)

市町村の相談支援の対象の見直し

- 市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える人(※)も対象にできるようにするとともに、これらの人の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化 ※具体的には厚生労働省令で定める予定

住民の精神保健医療福祉上のニーズに対応する相談支援体制の整備を推進するにあたって

- ・精神保健の個別支援や支援体制整備の担当の配置や明確化
- ・精神保健に関する実際の支援ニーズに直面する様々な機関(福祉、母子保健、介護等)との協働・連携体制の構築
- ・精神保健に関する支援の担い手の確保や、研修受講等による資質向上等への取組が必要

市町村への支援に関する都道府県の責務

- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

専門性を要する精神障害者等への個別支援での市町村との協働や、市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催等

基本情報

●ひきこもりに関する相談窓口体制

相談窓口 2箇所 健康推進課、福祉事務所（生活保護係・障害福祉係）

健康推進課：19名（保健師6名）福祉事務所：21名（保健師1名）

須崎市生活支援・総合相談センターほっと（以降ほっとと記載）は相談支援を担っている。

●ひきこもりに関する支援（連携）体制

ひきこもり支援検討会（年3回）：健康推進課・福祉事務所・ほっと・福祉保健所・ひきこもり支援センター

平成25年度 14ケースからスタート。

●ひきこもりの人の状況

計47名（保健師支援 22名・ほっと支援 10名・両機関で支援 15名）

性別：男性36名・女性11名

20代	30代	40代	50代	60代	70代
5名	13名	9名	11名	8名	1名

取り組み状況

- 窓口の明確化（R3年度）
- 台帳整理（R4年度）
- ひきこもり支援検討会 年3回（障がい者自立支援協議会の相談支援部会と合同開催予定）
- 地区等での担当制での訪問、繋ぎ、関係機関との連携
- 既存の居場所・事業へのアプローチ

課題

- 医療に繋げる方をどのように見極め、どのようなタイミングで繋いでいくか
- ひきこもりを卒業した方の振り返り
- プラットフォームについての検討（複合的な課題を抱える家庭が増加）
- 訪問拒否・介入困難なケースへの支援
- 居場所の変化・受け入れ先への支援



基本情報・令和4年度実績

- 管内市町村: 須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
- 福祉保健所の相談窓口体制: 須崎福祉保健所健康障害課障害保健福祉担当
- 地域支援: 「管内ひきこもり支援に関する連絡会」(年1回開催)
市町開催の「ひきこもりに関する会」への参加
・須崎市(年3回)・中土佐町(年2回)・四万十町(年2回)
- 直接支援: 令和4年度相談件数(来所)2件、(電話)0件、(訪問)11件

須崎福祉保健所管内ひきこもり支援に関する連絡会

◆連絡会の機能・役割

- ① 研修・事例検討の機能
- ② 課題等に対する共通認識の機能
- ③ 情報共有の機能

◆期待される効果

- 支援者のスキル、モチベーションアップと負担感の軽減
- 市町、機関を超えたつながり強化
- ひきこもりに関する圏域の理解促進



連絡会等を通じて把握したひきこもり支援に関する悩み等

1. ひきこもり支援の課題や支援者の困り事は初動介入時に集中

- ・本人に困り感がない
- ・本人や家族の拒否があり「会えない」
- ・十分な情報が得られず実態の把握がしにくい
- ・支援を開始するまでに時間を要する

2. 他の市町がやっているひきこもり検討会を見たい

- ・この支援でいいのかわからない
- ・他のやり方があるかかもしれない



1. 「令和4年度ひきこもり支援に関する連絡会」の開催

- ① 初動介入時に焦点を当てた勉強会(講師: ひきこもり地域支援センター)
- ② 介入時の情報収集やチェックポイントの共有
(事前情報収集⇒訪問時のチェックポイント⇒情報からのアセスメント)

2. 管内市町のひきこもり検討会を相互見学

- ① 須崎市「ひきこもり支援検討会」(3回)
- ② 中土佐町「ひきこもり等支援に関する事例検討会」(2回)
- ③ 四万十町「ひきこもり支援検討会」(2回)【須崎市から1名参加】

ブロック域における課題・対策(令和5年度からの取組)

- ・支援を行っても反応がない
- ・発達障害など安定した関係づくりが難しい
- ・突然会えなくなることもあり、支援の継続が難しい
- ・支援の方向性が定まらない
- ・社会資源が乏しくつなぎ先がないため、支援が行き詰まる

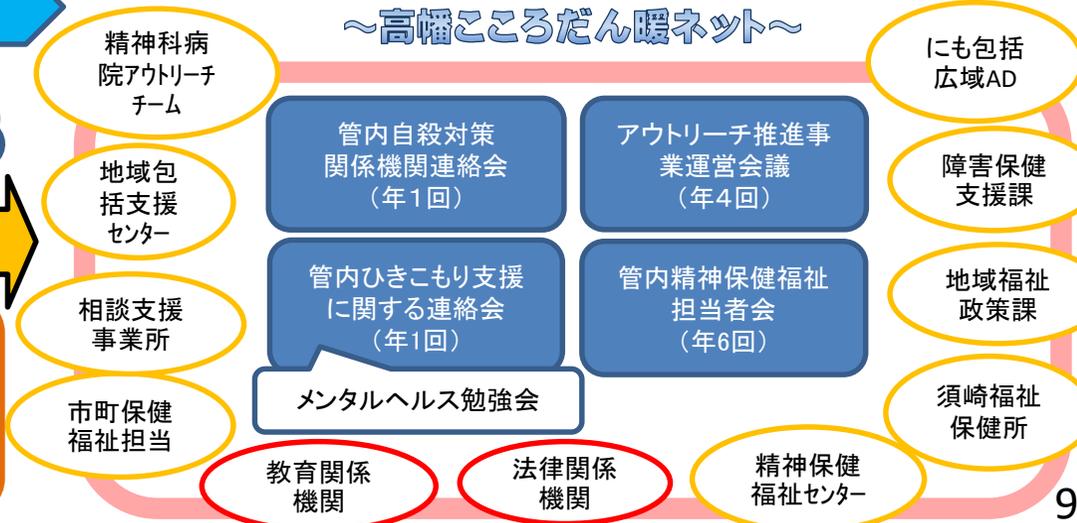
支援が難しい!!!

地域課題の整理
個別の事例検討から地域課題の整理が必要

支援者の理解促進
支援者のスキルアップとモチベーションアップ

関係機関との連携
関係機関とのつながりを強化

～高幡こころだん暖ネット～



基本情報

相談体制：職員 5 名（精神保健福祉相談員 2 名、ひきこもり支援コーディネーター 3 名）

相談実績・傾向（令和 4 年度）

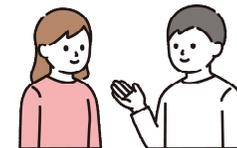
○来所相談：延べ873件（実149件） ○電話相談：373件

- ・精神保健福祉センター全体の来所相談件数のうち、約4割がひきこもりに関する相談。
- ・来所相談者の約 8 割が高知市内在住の方。
- ・新規相談のうち、約 6 割が継続した相談に繋がっており、年単位の長期的な支援になる場合も多い。
- ・初回相談の多くは家族からとなっているが、家族相談を継続する中で、本人の相談につながる場合もある。

取組状況・予定（令和 5 年度）

（1）地域支援

- ・ケース検討会出席：幡多地区・四万十町・中土佐町・須崎市・土佐市・いの町・香南市・サポステ他
- ・各福祉保健所への支援：各福祉保健所が実施する、年 2 回程度の圏域連絡会・研修会への協力・支援
- ・他機関主催の研修会、勉強会への講師派遣
- ・ひきこもり支援ガイドブックの配布、活用促進(支援者向け)



（2）人材養成（支援者が支援の実践力を身に付けることで、地域でのひきこもり支援の充実につなげる）：3 回実施予定

（3）普及啓発（ひろく県民の方を対象に、ひきこもりに関する普及啓発を行う）：2 回予定

（4）支援者連絡会議（支援者間での情報交換等により、有効な連携をはかる）

：3ブロックにより実施済（西ブロック：31名、中央ブロック41名、東ブロック29名出席）

県域における課題・対策

- 「ひきこもり」の問題に限らず、世帯全体で複合的な課題を抱えたケースが多く、保健、医療、福祉、教育、就労等、多方面からのアプローチが必要である。そのため、身近な地域で相談が受け止められる体制づくりとして、市町村プラットフォームを活用しながら、包括的・重層的な支援体制を構築していく必要がある。
- ひきこもり地域支援センターから地域へ出向いてのスーパーバイズ、ひきこもり支援力向上を目指した研修会の実施等、これまでの取組を継続しながら、ひきこもり支援ガイドブックを活用した研修会の実施や、福祉保健所と連携し圏域単位での連絡会等実施への支援を行い、地域での支援をバックアップしながら、全市町村の支援力向上、支援体制の強化を図る。